資料３－５

不当廉売関税の課税手続きの流れ

課税を求める書面を提出

○国内生産者は、①ダンピング輸入の事実及び②当該輸入による国内産業の損害の事実等についての十分な証拠を添えて財務大臣宛に課税を求める書面を提出（※）　。

※　上記における「十分な証拠」とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とされています。
また、「課税を求める書面」の提出後、必要に応じ補正が求められる場合があります。

原則２ヶ月を目途

調査開始　／　**調査せず**

○調査当局は、上記①及び②について、十分な証拠があると認められる場合には、調査を開始。

原則1年以内（最大18ヶ月）

質問状の送付・回答

○調査当局から、①ダンピング輸入の事実、②当該輸入による国内産業の損害の事実の有無等を確認するため、調査対象産品の海外供給者（輸出国生産者、輸出者）・国内生産者・輸入者・利用者に対し質問状を送付。

回答内容の確認・分析

○調査当局が質問状への回答内容を確認・分析の上、必要に応じ、不十分な回答部分を指摘し、追加質問等を実施。

現地調査（調査開始から6ヶ月後）

○質問状の回答内容について、実際の帳簿との照合等を行い、質問状の回答の正確性・完全性を確認。

仮決定（調査開始から8ヶ月後）

暫定措置

○①ダンピング輸入の事実、②国内産業への実質的損害の発生、③両者の因果関係の存在が推定できる場合、最終決定の前に仮の決定を行い、原則４ヶ月以内の暫定的な課税（暫定措置）を発動　。

重要事実の開示（調査開始から10ヶ月後）

○利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実（課税の理由、ダンピングマージン等）を開示。

○利害関係者は、所定期間内における書面による反論が可能。

調査終了

最終決定（調査開始から１年後）

○アンチダンピング課税の是非、税率等に関する最終的な決定。

課税　／　**課税せず**

関係条文

関税定率法（抄）
（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）

（不当廉売関税）
第八条　不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

４　第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

５　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

不当廉売関税に関する政令（抄）
（平成六年十二月二十八日政令第四百十六号）

（不当廉売関税を課することを求める手続）
第七条　法第八条第四項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。
一　当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二　当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三　当該貨物の供給者又は供給国
四　第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
五　法第八条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
六　提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
七　当該申請者の法第八条第四項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
八　その他参考となるべき事項